

'92



広報

水無月

西進

7月号 No. 384

水辺の文化交流の集い

水辺の文化交流
ボランティアグループ「ほたる灯」

「ほたる灯」が水辺の文化交流

～聴力障害の方々を招いて～

手話の学習や奉仕活動を通して自己研さんをしているボランティアグループ「ほたる灯」が、6月14日に中央聴力障害者協会のメンバーを招いて交流会を持ちました。

午前中、霞ヶ浦ふれあいランドを視察見学。沖洲農村集落センターで手づくりのカレーライスに舌つづみした後、沖洲芸術アトリエで七宝焼にチャレンジ。全員初めての創作活動に真剣に取り組みました。「ほたる灯」会員の手話によるあたたかい接待に、聴力障害の皆さんもほほえみで応えていました。



都市計画区域指定について

住まいもちづけのため (その2)

安全、快適しかも機能的な住みよいまちづくりを目指し
本町が今年9月を目途に「都市計画区域」の指定を受ける
ようになつたことは、すでに先月号で都市計画の概要など
についてお伝えしましたので、ご承知のことと思ひます。
都市計画は、均衡のとれた土地利用を図り、玉造町の健

全な発展と秩序ある整備を計画的に進めていくことが必要不可欠なものです。しかし、それを実現していくためには一定の「制限」が伴うことになります。

そこで、今回は、本町が都市計画区域指定に義務づけられる制限のなかで建築物を建築する際「建築確認」の申請が必要となりますので、これらについて具体的に説明します。

建築物を建築する場合には建築確認が必要です

これまで本町では、一般的な木造住宅や一定面積以内の建築物の建築については、町へ「建築工事届」を提出すれば工事に着手できました。しかし、都市計画区域に指定されると(今年の9月上旬予定)、建築物を建築する場合には必ず「建築確認」の申請が必要になります。

課を経由して潮来土木事務所へ提出することになり、建築確認を受けないと工事に着手できません。建築確認を受けたためには、次のような制限が義務づけられます。

卷之三

建築敷地は道路に接して
いなければなりません

いなければなりません。
（ようとする
ん。（図1参照）また、

課を経由して潮来土木事務所へ提出することになり、建築確認を受けないと工事に着手できません。建築確認を受けたためには、次のような制限が義務づけられます。

図2. 路地状敷地の場合

L = 延長
W = 幅員

建築しようとする敷地

W L
20m未満

W L
20m以上～40m未満

W L
40m以上

→ 2m以上(3m) → 3m以上(4m) 道路

図4. 道路の一方がかけ等の場合

Diagram showing a slope boundary (ガけ等) where the road (道) is adjacent to a slope (ガけ). The distance from the road centerline to the slope is 4m. The area between the road and the slope is labeled 'Cさんの敷地' (C's plot).

図3. 通常の場合

Diagram showing a flat ground boundary (みなし線) where the road (道) is adjacent to a flat area (みなし線). The distance from the road centerline to the flat area is 2m. The area between the road and the flat area is labeled 'Aさんの敷地' (A's plot).

建築物を建てる場合には、「建築率」と「容積率」が制限されます。

図5. 建ぺい率

建築面積の敷地面積に対する割合 = 70%

(100坪の敷地には70坪まで建てられます)

図6.容 積 率

建築延べ床面積の敷地面積に対する割合 = 400%

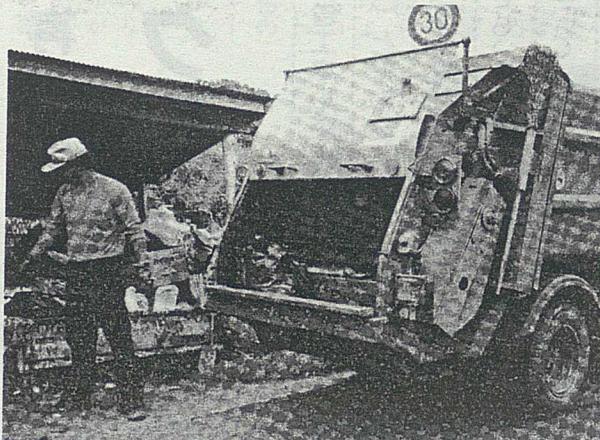
敷地の半分に建築する場合

- 建ぺい率
敷地面積に対し建物の建てられる「建築面積」の割合のこととで、これは70%以内に制限されます。
- 容積率
敷地面積に対し建物の建て
- (図5 参照)

構造	階数等	資格		無資格者	木造建築士	2級建築士		1級建築士
		階数	1			制限なし	特殊用途は500m ² 以下	
木造	階数2		100m ² 以下	300m ² 以下		1,000m ² 以下	500m ² 以下	全部で きる
	階数3	できない	できない	できない	できない			
鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, 石造, れん が造, ニンクリート ブロック造, 無筋コ ンクリート造	高さ13m以 下かつ高さ 9m以上	階数2以下	30m ² 以下	30m ² 以下		300m ² 以下		
	高さ13mを超え又は軒の 高さが9mを超えるもの		できない	できない	できない	できない	できない	できない

ごみ処理費用

1世帯で年間 ~1人1日(たまご)1個分の



たまご1個分のごみ減量で

もし1人1日たまご1個分(約50グラム)のごみを減らすことができたら、年間約257トンの減量となります。この量は、玉造町のごみ収集量1ヵ月分に相当します。

平成3年度の玉造町のごみ収集量が3,007トンで、ごみ処理に要した費用が約5,842万円ですから、1トンあたりの費用は約19,400円かかることになります。つまり、257トンでは約498万円の費用がかかるわけで、1人1日たまご1個分のごみを減量させると、年間約498万円の経費が浮くというわけです。

わたしたち1人ひとりが 小さなごみから考えてみ ましょう

ごみの量は年々増える傾向にあり、このままでは、やがて処理も困難になります。さらに町内のいたるところに不法投棄でもされると、快適な住み良い環境にも支障ができる事が予想されます。

生ごみ類はコンポストを利用すれば自家製の肥料ができますし、小さな可燃物(燃えるごみ)は焼却するなり、古新聞や雑誌等は民間回収や子供会の廃品回収を利用して、ごみの減量にご協力ください。ビール瓶等は販売店へ返却したり、家庭電化製品等は新しいものの購入時に下取りをお願いして引き取っていただきましょう。

町では毎週2回(火曜日と金曜日)、ごみの回収を行っていますが、ごみの収集量はグラフでわかるとおり年々増え続けており、平成3年度では3000トンを越えました。燃えるごみと燃えないごみの比率は、ほぼ8対2となっていて、燃えるごみが大半を占めています。1世帯あたりでは、1年間に17,000円もの費用がごみ処理にかかっています。いま、わたしたちの各家庭で出る可燃物(燃えるごみ)をできるだけ家庭で処理すれば、町全体のごみ収集量はかなり減ることとなり、ついでにごみ処理の経費も少なくてすみます。

平成3年度の ごみ処理費用は……

ごみ収集量

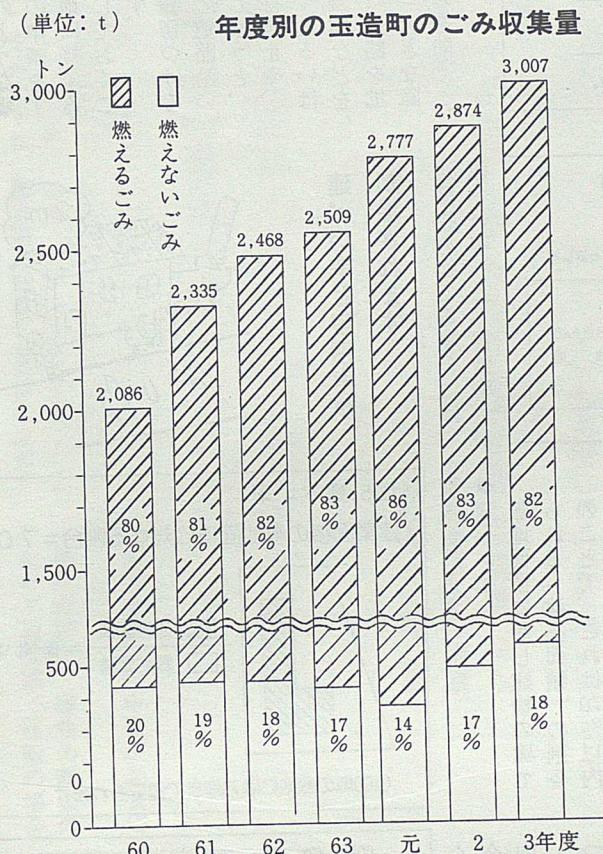
燃えるごみ	燃えないごみ	計
2,462トン	545トン	3,007トン

- ▷ごみ処理に要した費用 … 約5,842万円
- ▷1人あたり1年間にかかったごみ処理費用 $5,842\text{万円} \div 14,316\text{人} = 4,081\text{円}$
- ▷1世帯あたり1年間にかかったごみ処理費用 $5,842\text{万円} \div 3,496\text{世帯} = 16,710\text{円}$
- ▷1人1日に出したごみ量 … 583g
- ▷1世帯1日に出したごみ量 … 2,389g

1万7千円もかかるんですよ!

ごみを減らすと、年間257トンも減量に!~

(単位: t)



くらしのなかのささやかな実践が、大きなごみ減らしにつながります。ごみの減量化にご協力ください。

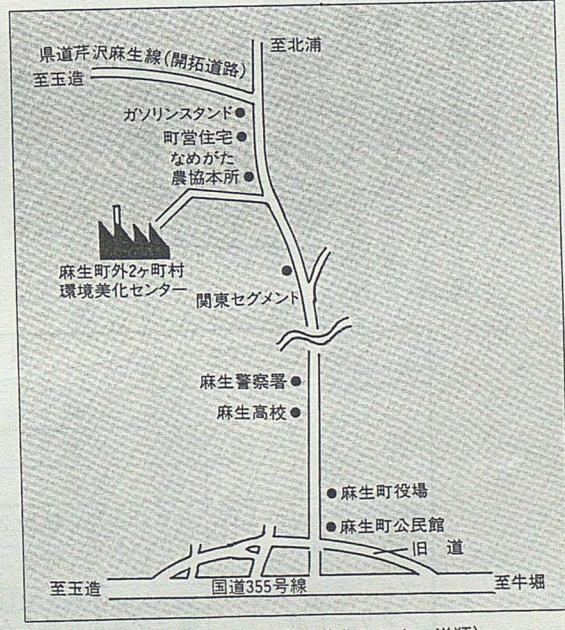
ごみ集積所の利用は

- ごみ収集日は毎週火曜日・金曜日(祝日・年末年始は休み)です。
- ごみは収集日の朝午前8時までに出してください。
- 生ごみと燃えるごみは分けてください。
- 不燃物はコンテナに入れて出してください。
- ごみはきちんと出しましょう。
- 出していくごみ … 産業廃棄物・ブロック・タイヤ・土砂・粗大ごみなど。
- 農業用ビニール、農薬の容器はごみ集積所へは出さないでください。

粗大(そだい)ごみの処理は

粗大ごみとはコンテナに入ることのできないもので、自転車・家庭用の冷蔵庫・洗濯機程度以下のものです。粗大ごみの場合は、お手数でも麻生町にある環境美化センターへご自分で搬入してくださいようお願いします。

►環境美化センター(☎0299-72-2413)
○受付時間 平日午前8時30分~午後4時30分。
土曜日午前8時30分~午前11時30分(日曜・祭日は休み)



アルミ缶の再利用で

リサイクル効果を見つめ直そう

ごみ問題や省エネルギー問題について、リサイクルの効果に注目されています。なかでも、紙（古紙）とアルミニウム（アルミ缶）が主流を占めていますが、「アルミニウム」は再生利用の省エネ効果が抜群であることから、リサイクルにうってつけ。谷島の主婦グループ「わかば会」でも、このアルミ缶のリサイクルに取り組んでいます。「地球にやさしい暮らしの工夫」として、わたしたちもできることから始めてみませんか。



合言葉は“アルミ缶で車椅子を贈ろう”

谷島「わかば会」

谷島わかば会（田辺さよ子代表）では、自分たち主婦の生活の視点から環境問題を考え、小さな活動から始めようと、二年前からリサイクル活動を行っています。毎月、牛乳パックや、はけなくなったストッキングなどを回収し再利用しており、ことしの六月に鹿島にある障害者施設を訪れ届けました。ストッ

キンギは、児童たちの手先の訓練に使われるそ�で、施設ではわかば会の好意に喜んでいます。さらに現在はアルミ缶のリサイクルにも取り組み、“アルミ缶で車椅子を贈ろう”を



鹿島町の障害者施設を訪れ、古くなつたストッキングを届ける会員



合言葉に会員全員頑張っています。わかば会がんばれ！

省エネ効果ばつぐんのアルミニウム 再生利用

アルミニウムは再生の面で優れた素材です。再生しても品質が変わらず、何回でも再生利用が可能——それがアルミニウムです。

ところで、アルミニウムのことを「電気の塊」とか「電気缶詰」などと呼ぶのが存じですか。これはアルミニウムの製鍊に、多くの電気が使われるからです。ところが、アルミ缶などを溶かして再生すれば、新たにアルミニウムをつくるのに比べ、わずか3%のエネルギーしかかかりません。アルミ缶のリサイクルが省エネの面で脚光を浴びているのを使われている銀紙や料理用の

再生にすぐれている
アルミニウム
再生利用

はこのためです。

アルミ缶

アルミ箔など、回収が困難なものを受け、家庭から出るアルミ製品で回収の容易なものはアルミ缶です。

ところが、このアルミ缶の回収が徹底されていないのが現状です。「回収場所が近くにあるかどうか分らない」というお困りの場合は、アルミ製品で回収の容易なものはアルミ缶です。

できることから始めよう
空き缶のリサイクルを進めよう

地球にやさしい暮らしの工夫

古紙の回収に努めよう 過剰包装は断ろう



一度使った紙やチラシの裏などもメモや計算用紙に使おう

空き缶もリサイクルすれば、立派な資源なんだよね。

原料からつくるより少ないエネルギーでつくられるしね。近ごろは、アルミと鉄を分別しやすいように、識別マークがついている缶が多くなったよ。





町のPTA指導者が熱い討議



～研修会で「学校週5日制」も話題に～

ことしの九月から毎月第二土曜日が休みとなる「学校週5日制」が始まります。そうした話題のなかで、「平成四年度玉造町PTA連絡協議会指導者研修会」が七月四日に、羽生小学校を会場に行われました。今回のテーマは「社会の変化に対応するPTA活動のあり方」。社会の変化が進むなかで、これから時代に生きる子供の望ましい人間形成を図るにはPTAはどうあるべきかをさぐることがテーマの大変なねらい。

研修会は、三つの分科会に分かれ、終日活発な討論が続きました。羽生小PTAの井野場昌美・今川隆雄両副会長は、「地域の大人と子供の触れ合いを通して」というテーマで発表。玉川西小PTAの井川敏久副会長は、「地域での児童の活動」を、玉川小PTAの栗原章副会長は、「五日制に対する地域の取り組み方」を研究をしてきました。その結果から、制度の実施による家庭・学校・地域への「影響と対策」は次のとおりです。

それぞれテーマにアンケートを取り入れて発表しました。

「学校週5日制」の導入は、新しい教育制度が初めて初めての試みだけに、父兄ばかりでなく教育関係者の間にもとまつた多くは「基本的にには九月からの第二土曜日は、子供たちが家庭や地域で伸び伸びと生活する」ことに賛成のようでした。



学校週5日制の導入

個性や創造性を伸ばす教育がねらい

ことしの一学期から「学校週5日制」が実施され、毎月一回、第二土曜日が休みになります。明治以来、一世紀以上にわたって続いた週六日制にピリオドを打つことになりました。

今まで六日間で学習したことと五日間で学ぶことは、かえって負担がかかるのではないかという問題があります。

これに対して学校では、授業のカリキュラム編成や指導方法を工夫するようにしています。

学校では、この制度の実施に向けて、二年前から全国六十八校をモデル校にして、研究をしてきました。その結果から、制度の実施による家庭・学校・地域への「影響と対策」は次のとおりです。



実施に向けて の「影響と対策」

学校は月曜日から土曜日まで通うもの——いま、この当然の制度が変わろうとしています。それは、なぜ土曜日を休みにするのでしょうか。

社会全体が多様化し、大きく変化するなかで、自ら考え判断し、行動できる資質や能力を育てるなどを重視する教育が求められています。

今回実施される「学校週5日制」には、子どもたちが家庭や地域社会での生活時間を使って、違う年齢の仲間との遊び、自然体験、社会体験、生活体験などを増やすことでこのような資質や能力を根柢かせるという意味がこめられています。

すなわち、共通した知識や技能を身につけることを重視したい今までの教育から、個性や創造性を育てるなどを重視する教育を目指そうといふあります。

学校では：



社会全体で 子どもたちを見守ろう

今後、学校週5日制の定着を図っていく上で、学校・家庭・地域社会が今まで以





○児童が母の配偶者に養育さ

る場合

手当が支給されない場合

前記のいずれかに該当する場合であっても、次のような場合には手当は支給されません。又、手当を受給中に次の

ような場合になつたときは、資格を失います。

○児童が日本国内に住んでい

る。又、手当を受給中に次の

ような場合になつたときは、

資格を失います。

○児童が父と生計を同じくし

ているとき。

○児童が母の配偶者に養育さ

れることがあります。

手当を受けられる人

○児童が児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が

養育していると認められないとき。

○児童が日本国内に住んでい

る。又、手当を受給中に次の

ような場合になつたときは、

資格を失います。

○児童が父と生計を同じくし

ているとき。

○児童が母の配偶者に養育さ

れることがあります。

手当の額

○対象児童一人のとき：月額三万八千二百二十円

○二人のとき：月額四万三千二百二十円

○三人以上のとき：二人のときの額に、三人以上の児童一人につき二千円を加算した額

ます。

○児童が父と生計を同じくし

ているとき。

○児童が母の配偶者に養育さ

れることがあります。

手当を受けるための手続き

提出して、知事の認定を受けなければなりません。この手当は、受給資格があつても請求しない限り支給されませんので、まだ受けない方は早く手続きをとつて下さい。

なお、昭和六十年八月一日以降に手当の支給要件に該当された人

手当が支給されない場合

前記のいずれかに該当する

場合であつても、次のような

場合には手当は支給されませ

ん。又、手当を受給中に次の

ような場合になつたときは、

資格を失います。

○児童が父と生計を同じくし

ているとき。

○児童が母の配偶者に養育さ

れることがあります。

手当の額

○対象児童一人のとき：月額三万八千二百二十円

○二人のとき：月額四万三千二百二十円

○三人以上のとき：二人のときの額に、三人以上の児童一人につき二千円を加算した額

ます。

○児童が父と生計を同じくし

ているとき。

○児童が母の配偶者に養育さ

れることがあります。

手当を受けるための手続き

提出して、知事の認定を受けなければなりません。この手当は、受給資格があつても請求しない限り支給されませんので、まだ受けない方は早く手続きをとつて下さい。

なお、昭和六十年八月一日以降に手当の支

給要件に該当された人

いつから手当が受けられるか

受けられるか

について、支給要件に該當

した日から五年を経過した場

合には、正当な理由があると

認められると、児童扶養手

当証書が交付され、あなたが

なりますので、ご注意下さい。

支給されることがあります。

手当は、毎年四月、八月及

び十二月（支給月といいます）

受給者の方は、毎年八月十

三回に分け、支給月の前月

までの四ヵ月分をまとめて、

次に掲げる事項（支給要件

といいます）のいずれかに該

当する十八歳未満の児童（身

体又は精神に障害のある場合

支給されません。

支給されない場合は、

協力ありがとうございました

現況届の提出を

一日から九月十日までの間に

役場に提出しなければなりま

せん。支給要件を確認するた

めの届け出です。この届を出

さないと、八月以降の手当が

受けられません。又、二年間

この届を提出しないと資格を

失うことになりますので必ず

提出してください。

詳しく述べておきます。

（五五一一一）へお

尋ねください。

手当の対象となる児童

は同居の扶養義務者の前の年の

所得がそれぞれ一定の額、例

えば受給資格者の年収が、扶

養親族一人の場合、三百五十

六万九千円以上であるときは

支給されません。

支給されない場合は、

協力ありがとうございました

現況届の提出を

一日から九月十日までの間に

役場に提出しなければなりま

せん。支給要件を確認するた

めの届け出です。この届を出

さないと、八月以降の手当が

受けられません。又、二年間

この届を提出しないと資格を

失うことになりますので必ず

提出してください。

詳しく述べておきます。

（五五一一一）へお

尋ねください。

手当による支給制限

受給資格者、その配偶者又

は同居の扶養義務者の前の年の

所得がそれぞれ一定の額、例

えば受給資格者の年収が、扶

養親族一人の場合、三百五十

六万九千円以上であるときは

支給されません。

支給されない場合は、

協力ありがとうございました

現況届の提出を

一日から九月十日までの間に

役場に提出しなければなりま

せん。支給要件を確認するた

めの届け出です。この届を出

さないと、八月以降の手当が

受けられません。又、二年間

この届を提出しないと資格を

失うことになりますので必ず

提出してください。

詳しく述べておきます。

（五五一一一）へお

尋ねください。

手当の対象となる児童

は同居の扶養義務者の前の年の

所得がそれぞれ一定の額、例

えば受給資格者の年収が、扶

養親族一人の場合、三百五十

六万九千円以上であるときは

支給されません。

支給されない場合は、

協力ありがとうございました

現況届の提出を

一日から九月十日までの間に

役場に提出しなければなりま

せん。支給要件を確認するた

めの届け出です。この届を出

さないと、八月以降の手当が

受けられません。又、二年間

この届を提出しないと資格を

失うことになりますので必ず

提出してください。

詳しく述べておきます。

（五五一一一）へお

尋ねください。

手当の対象となる児童

は同居の扶養義務者の前の年の

所得がそれぞれ一定の額、例

えば受給資格者の年収が、扶

養親族一人の場合、三百五十

六万九千円以上であるときは

支給されません。

支給されない場合は、

協力ありがとうございました

現況届の提出を

一日から九月十日までの間に

役場に提出しなければなりま

せん。支給要件を確認するた

めの届け出です。この届を出

さないと、八月以降の手当が

受けられません。又、二年間

この届を提出しないと資格を

失うことになりますので必ず

提出してください。</

平成4年度 茨城県職員等採用試験案内 茨城県人事委員会

試験の名称	職種	受験資格	公告日	申込受付期間		試験日	
				第1次	第2次		
県職員	中級	事務・土木・栄養士・保母	昭和41年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者	7月1日	8月10日 9月4日	9月27日	5日 11月6日
	初級	事務(知事)・事務(教育)・事務(警察)・電気・機械・土木・化学・農業土木・林業・交通巡視員	昭和46年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者(交通巡視員は女子のみ)				
小中学校職員	中級	栄養士	昭和41年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者	7月1日	8月5日 9月4日	9月20日	9日 11月10日
	初級	事務(県全域) (県南地域)	昭和46年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者				
警察官	B	警察官(巡查)	昭和40年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた男子でA以外の者	7月1日	8月5日 9月4日	11月4日	
身体障害者を対象とした採用選考試験	事務(初級程度)	昭和37年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者で、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までのもの	10月15日	10月30日 11月13日		11月29日	

- 試験案内・申込用紙は、各試験とも公告日から配布します。
- 詳細は、茨城県人事委員会（茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 電話 0292-21-8111 内線 5322）へ問い合わせください。
なお、試験案内・申込用紙を郵便で請求する場合は、ハガキにあて先を明記のうえ、請求してください。

県政教室

旅券窓口がフ / 18から 毎週土曜日が休みに	
七月十八日から茨城県の土曜閉店が始まり、旅券窓口も毎週土曜日が休みとなります。	旅券窓口
月曜日（金曜日（祝日及び年末始を除く）午前九時～十時四十五分、午後一時～四時四十五分	旅券取扱い窓口場所
★茨城県旅券センター（水戸合同庁舎内）☎〇二九二一～六一五〇二三	（鉢田合同庁舎内）☎〇二九一～一一三
★鹿行総合事務所県民生活課	（鉢田合同庁舎内）☎〇二九一～一一三
（県南合同庁舎内）☎〇二九一～一二三四一	（県西合同庁舎内）☎〇二九一～一二二一
★県南総合事務所県民生活課	（第五部）一般
（鉢田合同庁舎内）☎〇二九一～一一三	（第五部）一般
▼主催 鹿行地方総合事務所	統計グラフコンクール
▼実施期日 ①一般のコース 10月6日(火) ②子供向けコー ス11月13日(金)	（第一部）小学三年生以下、（第二部）小学四年生以下、（第三部）中学生、（第四部）高校生以上、（第五部）一般
▼見学施設	県政教室
①一般のコース：教育研修センター、総合福祉会館、県近代美術館 ②子供向けコース：つくばエキスポセンター、フラワー・パラダイス	●紙質・色彩 各部とも紙質 色彩は自由。裏面の板張り、表面のセロハンカバーは不可。 ●送付先 第一部・第三部は大洋村立上島東小学校、第四
▼定員 いづれも50名	▼参加資格 ①：15歳以上の県内居住者 ②：県内に居住する小中学生（保護者等の同伴が必要）
▼申込方法 官製往復はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号・性別・職業・希望日、コース名を記入し申し込んで下さい。なお、一枚のはがきで4名まで申し込めます。	▼申込方法 官製往復はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号・性別・職業・希望日、コース名を記入し申し込んで下さい。なお、一枚のはがきで4名まで申し込めます。
△申込先 ▲〒三一一一五鹿島郡鉢田町鉢田一三六七一三	△申込先 ▲〒三一一一五鹿島郡鉢田町鉢田一三六七一三
△締切日 九月一日(火)	△締切日 九月一日(火)
△応募等の問い合わせ先 茨城県企画部統計課（〒三一〇水戸市三の丸一～五三八）☎〇二九二一～二二一八一二	△応募等の問い合わせ先 茨城県企画部統計課（〒三一〇水戸市三の丸一～五三八）☎〇二九二一～二二一八一二
△相談受付日 平日午前九時三十分～午後四時四十分	△相談受付日 平日午前九時三十分～午後四時四十分
△詳しく述べ 水戸自動車保険請求相談センター（日本損害保険協会）では、専門の相談員が親身になつてご相談に応じています。	△詳しく述べ 水戸自動車保険請求相談センター（日本損害保険協会）では、専門の相談員が親身になつてご相談に応じています。
△詳しく述べ ★土曜・日曜日・祭日は休み △詳しく述べ ★毎週水曜日の午後一時～四時まで、弁護士相談日となっています。無料で相談に応じています。	△詳しく述べ ★土曜・日曜日・祭日は休み △詳しく述べ ★毎週水曜日の午後一時～四時まで、弁護士相談日となっています。無料で相談に応じています。
△詳しく述べ 求相談センター（〒三一〇水戸市南町三一四一五七）水戸セントラルビル一階☎〇二九	△詳しく述べ 求相談センター（〒三一〇水戸市南町三一四一五七）水戸セントラルビル一階☎〇二九
いま現在あなたの旅 自分流！	
ユース・ホステルの会員になつて、日本を、世界を旅しませんか。詳しいお問い合わせは、茨城県ユース・ホステル協会（水戸市緑町1-1-18 県立青少年会館内 ☎ 0291-24-2509	

募集テーマ　出会い、い、心の輪——学校、
域でのあなたの体験をう——
応募資格　小学生以上
害を持つ人と持たない
互に心のふれあいを体
方
募集の方法
タイトル及び内容：タ
は自由とするが、障害

▼募集テーマ　出会い系、ふれあい、心の輪——学校、職場地域でのあなたの体験を広げよう――

▼応募資格　小学生以上で、障害を持つ人と持たない人が相互に心のふれあいを体験した方

▼募集の方法　○タイトル及び内容：タイトルは自由とするが、障害を持

五枚程度。用紙は四百字
詰原稿用紙（B4版縦書き）
○記載事項：別紙に、タイト
ル、氏名、年齢（生年月日）、
性別、職業、学年、住所、電
話番号を記載して添付。
▼募集期限 平成四年九月九
日水（当日消印有効）
▼応募先 茨城県生活福祉部
障害福祉課（〒三二一〇水戸市
三の丸一—五—三八）☎〇二
九二一一四一二六二九

八月は個人事業税の第一期分納期です。

なお、個人事業税の納税には口座振替制度もあります。詳しくは、茨城県麻生原税務所（☎〇二九九一七二一〇七七二）にお問い合わせ下さい。

税の窓

八月は個人事業税の第一期分納期です

なお、個人事業税の納税には口座振替制度もあります。詳しくは、茨城県麻生原税務所（☎〇二九九一七二一〇七七二）にお問い合わせ下さい。

講習会

になり次第締切り
▼主催 茨城海事
▼申し込み先 鎌士事務所 那珂湊
七三三九 **六〇二九**

ます)
代理士会
野海事代理
市栄町一
二一六三一

▼文化セミナー見学。吹奏楽部の練習場所で、笛やトランペットなどの楽器を実際に触ることができた。また、楽器の構造や音色についても詳しく説明してもらえた。

吹奏楽の夕
ンター）
場 基地内
他 少年少
惟しへですが
できます。
奏楽の夕べ
無料です。
吉わせ先

ベ（小川町）
に準備して
女層を対象
、大人の方
基地内の乗
の入場料等

▼受付
つてい
七歳未満
▼応募資
千八百円
ボーナス
月) (2)
されます
▼連絡先
絡部鹿島

資格 十八
等 個。 ます。
内 (各種手
へ年三回) 期間 年間

を追して行
歳以上二十
給十四万二
当有り)、
五・四五ヶ
無料で支給



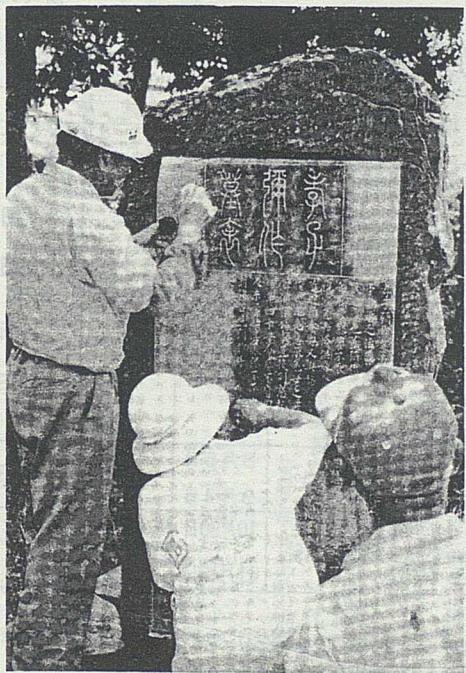
感電事故に気をつけましょう！

夏は汗をかき、体に電気がながれやすくなります。また、電気器具も、湿度と高温で電気が漏れやすくなり、感電事故が多く発生します。

事故を防ぐため、洗濯機やルームエアコンなどには“アース”を確実に取り付けましょう。“漏電遮断器”を併用するとより安全です。

新しい楽しみ増えたね

「拓本」教室



町には歴史的な史跡等が多いため、多くの碑が現存しており、題材にはこと欠きません。秋には部屋にも飾れるよ

社会教育講座で開かれていた趣味講座の「拓本」教室が好評です。今年度の前期は、シルバーアークの田中久蔵先生と、社会教育指導員の成島勲先生を講師に、受講生の皆さんには地元の文学碑や記念碑を回り丁寧に根気よくタンボを叩いて白と黒の作品を作っています。

うにと、表装の学習もしようと意欲まんまと。教育委員では、「玉造地方の文学散歩」という小冊子を作成、無償配布していますので、ふるさとの文学散歩に家族揃ってでかけてみませんか。



浴衣・風呂敷

夏は「ゆかた」の女性が目につく季節。ふつう「浴衣」の文字が当たられます。しかし蒸し風呂に入るときに着る「湯帷子」の下部を略した言葉でした。

裏地のついた袴に対して単衣のことは、はじめはもつぱら麻で作っていた湯帷子は、のちには木綿が使われるようになりました。

蒸し風呂が、浴槽に湯を満たす風呂に変わったのは江戸時代から。男性は「風呂襷」

ところ	赤ちゃん	ところ	赤ちゃん
芹沢	優	中村	健三
下宿	長男	口	正明
宿	長女	作	栄
上山	二女	喜久男	太
緑ヶ丘	三男	昭生	明あ
生	長女	久く実	日香
井場	内	葉は将	太
廣内	大和田	久	香
野場	廣内	基	美
宿	作	月	智
上宿	羽生	羽生	人
宿	根古屋	根古屋	二女
上宿	宿	宿	長男
宿	阿坂	宮	二女
宿	野	内	一男
宿	翔	開運	洋治
宿	明	名	美津明
宿	太	年齢	
	四九	八四	
	二	八九	

誕生日はどうあります
出産
（5月）

申上げます
死亡
（5月）